

新型コロナウイルス感染症に伴う町内商工業対策

キャッシュレスサービス導入支援事業

新型コロナウイルスの感染は、金銭を介して感染を拡大する恐れがあります。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、キャッシュレス決済を推進するため、新たにキャッシュレスサービスの導入を行う事業者を支援するキャッシュレスサービス導入事業を実施します。

【対象】 佐用町内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

- ・法人の場合：佐用町内に本社または支店の法人登記がある法人
- ・個人の場合：令和2年1月1日現在において佐用町内に住民票があり引き続き住民票がある事業主

(注意) 町内の店舗・事業所で実施するものに限りません。

- ・国や県などで実施する他の補助金事業と重複して補助を受けることはできません。
- ・同じ事業者が2回以上申請することはできません。
- ・中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいいます。

(参考) 中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者

業種分類	資本金	中小企業基本法の定義
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

【対象経費】 キャッシュレス決済（クレジットカード決済・電子マネー決済・QRコード決済）の導入に係る備品購入費

■想定される経費の例

決済用端末、レシート発行用プリンター、タブレット端末など

【補助金額】 補助対象経費の税抜金額の1/2 補助上限額5万円 (補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てる)

【申請書類】 次の書類を準備のうえ、事前に役場商工観光課へ申請してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 確定申告書の写し
直近の確定申告書（1枚目）の写し
(税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの)
- ④ 法人登記簿謄本の写し（法人のみ）

④見積書

見積書は必ず内容が確認できるものを添付してください。

⑤導入する機器のカタログ等

【実績報告】 事業完了後、下記の書類を役場商工観光課へ提出してください。

①補助事業実績報告書

②領収書の原本（原本は確認後返却します。）

③写真

【完了期限】 令和3年3月31日（水）まで
ただし、予算額に達し次第終了します。

【お問い合わせ先】 佐用町役場商工観光課 電話 0790-82-0670